

● 住宅再建をする人へ ●

市独自の支援策を拡充します

東日本大震災により被害を受けた住宅の再建については、被災者生活再建支援金（加算支援金）200万円（単身世帯150万円）のほか、これまで本市の独自支援策として、宅地造成、水道工事費、道路工事費などに対する補助を行ってきました。

今回、国の補助事業を受けることができない世帯を対象とした市の新たな独自支援制度を設けるとともに、現行の補助金を増額することで、被災した皆様の生活再建が早期に実現できるよう後押しをします。

【住宅再建の方法】

※太字部分が今回拡充された内容、（ ）内は現行額、~~~~部分は上限額

団地造成

防災集団移転促進事業

【概要】

被災地域において住民の居住に適当でない区域にある住居の集団的移転を行うため、市が移転先となる住宅団地の整備や移転跡地の買い取りなどを行うとともに、移転者に対して住宅建設や土地の購入などのための借入金の利子相当額と住居の移転や従前の家屋の取り壊しなどに要する費用を補助します。

【借入金利子相当額】

建物 444万円 土地 206万円 造成 58万円

【移転経費】

78万円

【住宅再建支援補助】

200万円（100万円）
単身世帯150万円（75万円）

土地区画整理事業

【概要】

土地区画整理事業の施行により換地された土地に住宅を再建する場合は、市が独自に支援制度を拡充し、住宅建設のための借入金の利子相当額と家財の運搬費用などに対する補助を行います。

【借入金利子相当額】

建物 **250万円**（146万円）

【移転経費】

10万円

【住宅再建支援補助】

200万円（100万円）
単身世帯150万円（75万円）

個人で再建

がけ地近接等危険住宅移転事業

【概要】

がけ崩れや津波などの危険から安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある危険住宅からの移転を行う人に対して、危険住宅の除却や住居の移転などに要する費用と住宅建設や土地の購入などのための借入金の利子相当額を補助します。

【借入金利子相当額】

建物 444万円 土地 206万円 造成 58万円

【移転経費】

78万円

【住宅再建支援補助】

200万円（100万円）
単身世帯150万円（75万円）

任意再建

【概要】

被災者自身が浸水した土地をかき上げて再建する場合や個別に移転先の土地を確保して住宅を再建する場合で、防災集団移転促進事業などの対象とならない場合については、市が独自に支援制度を拡充し、住宅建設のための借入金の利子相当額と住居の移転に伴う家財の運搬などに要する費用を補助します。

【借入金利子相当額】

建物 **250万円**（146万円）

【移転経費】

10万円

【住宅再建支援補助】

200万円（100万円）
単身世帯150万円（75万円）

【その他】

仮設住宅などに入居する人が公営住宅や補修した自宅に移転する場合には、家財の運搬費用などに対する補助金として10万円を交付します。

申請の方法、必要書類などの詳しい内容については、決まり次第、改めてお知らせします。

詳しくは、被災者支援室（内線410～413）まで。

● 被災関連定住支援事業補助金について ●

震災時に市外に居住していた人で、今後、市内に住宅を新築して定住する人の経済的負担を軽減するために補助金を交付します。

【対象者】 以下の要件を全て満たすこと。

- ・東日本大震災の発災時に市外に居住していたこと。
- ・住宅（3親等以内の直系血族が所有する場合も含む）が津波により全壊し、滅失（半壊によりやむを得ず解体した場合も含む）していること。
- ・市内に定住するための個人住宅を取得し、自ら居住すること。
- ・同一世帯の世帯員が、被災者生活再建支援金を受けていないこと。

【対象経費】 個人住宅の新築や住宅（中古を含む）を購入するために要した費用

【補助金額】 100万円

【期間】 平成23年4月1日（遡及）～平成31年3月31日まで。

詳しくは、企画政策課政策推進係（内線172）まで。